

# 令和元年 11 月市議会総務委員会資料

## 第 231 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

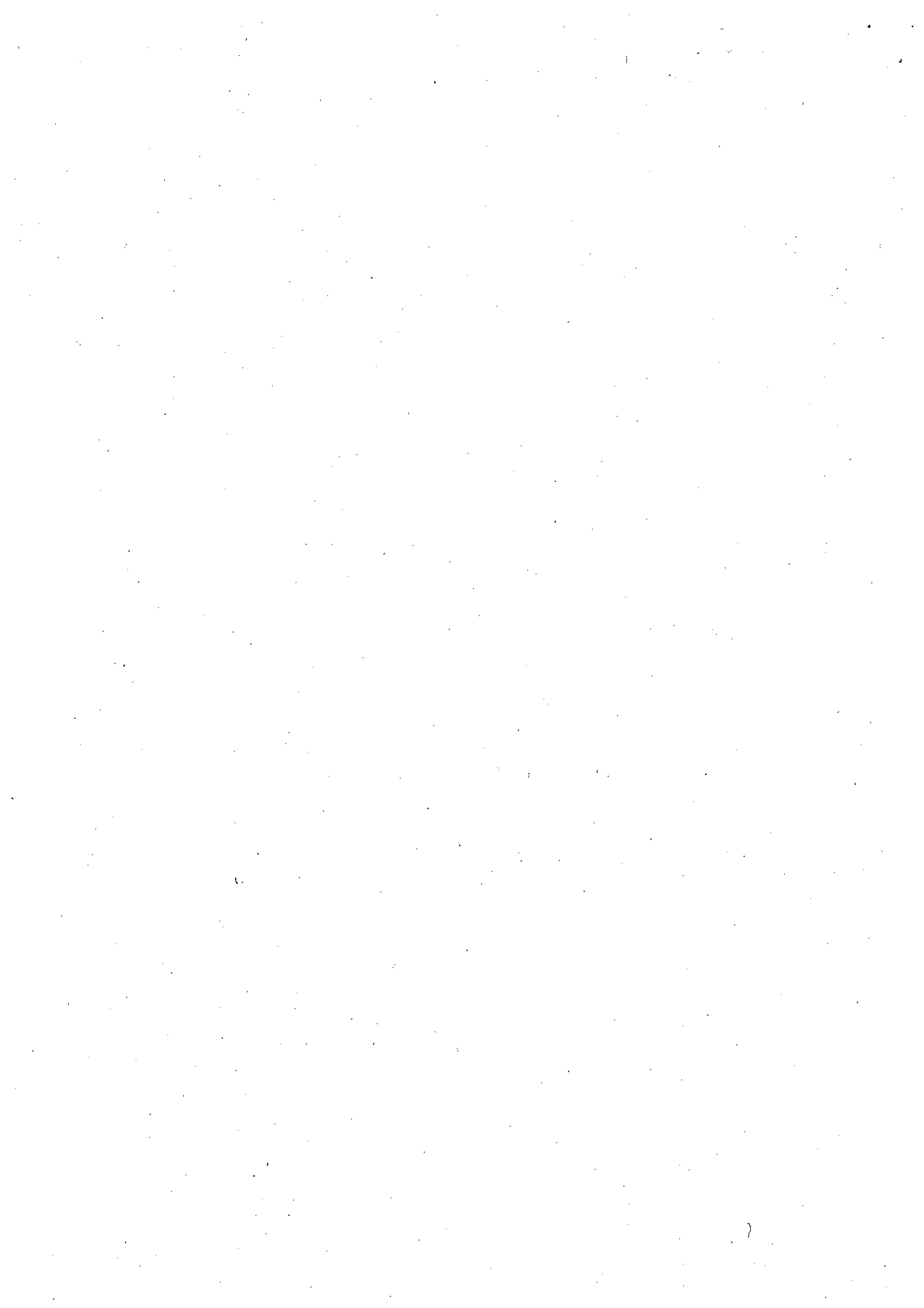
### 目 次

条例改正の概要 . . . . . 1～3 ページ

条例の新旧対照表 . . . . . 4～11 ページ

総 務 部

令和元年 11 月



## 一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

### 1 改正の趣旨

令和元年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員等についても同様に改定しようとするもの。

### 2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

### 3 給与改定の内容

#### (1) 給料表の改定

行政職給料表、医療職給料表 ((1)、(2)、(3)) 及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案記載のとおり改定する。(行政職給料表平均改定率 0.1%)

#### (2) 住居手当の改定

住居手当の支給対象となる家賃の下限額及び住居手当の上限額を次のとおり改定し、これに伴う住居手当の計算方法を改正する。

| 区 分         | 改定前     | 改定後     | 増 減    |
|-------------|---------|---------|--------|
| 家 賃 の 下 限 額 | 12,000円 | 16,000円 | 4,000円 |
| 住居手当の上限額    | 27,000円 | 28,000円 | 1,000円 |

※住居手当の改定に係る経過措置

住居手当の改定に伴い手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改定前の手当額から2,000円 (①) を控除した額を支給  
(例) 家賃額25,000円の場合

改定前手当額：12,000円 (②) 改定後手当額：9,000円 差額▲3,000円  
⇒経過措置による手当額 12,000円-2,000円 (②-①) =10,000円

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

ア 一般職の職員

| 区 分 |     | 6 月 期 |                   |                   | 12 月 期 |                   |                   | 年間合計 |                 |                 |
|-----|-----|-------|-------------------|-------------------|--------|-------------------|-------------------|------|-----------------|-----------------|
|     |     | 期末    | 勤勉                | 計                 | 期末     | 勤勉                | 計                 | 期末   | 勤勉              | 計               |
| 元年度 | 改定前 | 1.30  | 0.925             | 2.225             | 1.30   | 0.925             | 2.225             | 2.60 | 1.85            | 4.45            |
|     | 改定後 | 1.30  | 0.925             | 2.225             | 1.30   | 0.975<br>(+0.05)  | 2.275<br>(+0.05)  | 2.60 | 1.90<br>(+0.05) | 4.50<br>(+0.05) |
| 2年度 |     | 1.30  | 0.950<br>(+0.025) | 2.250<br>(+0.025) | 1.30   | 0.950<br>(▲0.025) | 2.250<br>(▲0.025) | 2.60 | 1.90            | 4.50            |

イ 特定任期付職員

| 区 分 |     | 6月期(期末手当)         | 12月期(期末手当)        | 年間合計            |
|-----|-----|-------------------|-------------------|-----------------|
| 元年度 | 改定前 | 1.675             | 1.675             | 3.35            |
|     | 改定後 | 1.675             | 1.725<br>(+0.05)  | 3.40<br>(+0.05) |
| 2年度 |     | 1.700<br>(+0.025) | 1.700<br>(▲0.025) | 3.40            |

ウ 市長、副市長

| 区 分 |     | 6月期(期末手当)         | 12月期(期末手当)        | 年間合計            |
|-----|-----|-------------------|-------------------|-----------------|
| 元年度 | 改定前 | 1.675             | 1.675             | 3.35            |
|     | 改定後 | 1.675             | 1.725<br>(+0.05)  | 3.40<br>(+0.05) |
| 2年度 |     | 1.700<br>(+0.025) | 1.700<br>(▲0.025) | 3.40            |

エ 議員

| 区 分 |     | 6月期(期末手当)         | 12月期(期末手当)        | 年間合計            |
|-----|-----|-------------------|-------------------|-----------------|
| 元年度 | 改定前 | 1.675             | 1.675             | 3.35            |
|     | 改定後 | 1.675             | 1.725<br>(+0.05)  | 3.40<br>(+0.05) |
| 2年度 |     | 1.700<br>(+0.025) | 1.700<br>(▲0.025) | 3.40            |

オ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

| 区 分 |     | 6月期(期末手当)         | 12月期(期末手当)        | 年間合計            |
|-----|-----|-------------------|-------------------|-----------------|
| 元年度 | 改定前 | 2.20              | 2.20              | 4.40            |
|     | 改定後 | 2.20              | 2.25<br>(+0.05)   | 4.45<br>(+0.05) |
| 2年度 |     | 2.225<br>(+0.025) | 2.225<br>(▲0.025) | 4.45            |

#### 4 給与改定に伴う所要額

| 会計<br>項目 | 一般       | 特別    | 企業      | 合計       |
|----------|----------|-------|---------|----------|
| 所要額      | 86,856千円 | 731千円 | 7,706千円 | 95,293千円 |

#### 5 施行日等

- (1) 給料表、令和元年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定  
平成31年4月1日適用
- (2) 令和2年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに住居手当の改定  
令和2年4月1日施行

#### 《参考》

基準内給与月額の改定状況（平成31年4月1日：行政職給料表 平均年齢41歳05月）

| 区分<br>項目 | 改定前(A)   | 改定後      | 改定額(B) | 改定率<br>(B/A×100) |
|----------|----------|----------|--------|------------------|
| 給料       | 321,223円 | 321,638円 | 415円   | 0.13%            |
| 諸手当      | 25,159円  | 25,159円  | —      | —                |
| はねかえり    | 10,351円  | 10,364円  | 13円    | 0.13%            |
| 計        | 356,733円 | 357,161円 | 428円   | 0.12%            |

※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。

※2 「はねかえり」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が変動するものをいう。

※3 平成31年4月1日新規採用職員及び再任用職員は含まない。

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例<br/>(昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1(第4条関係) 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 略</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1(第4条関係) 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 略</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> |
| <p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例<br/>(昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の4 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員に居住させるため市が設置する宿舍(以下「職員宿舍」という。)を貸与され、入居料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舍その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超</p>        | <p>(住居手当)</p> <p>第9条の4 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員に居住させるため市が設置する宿舍(以下「職員宿舍」という。)を貸与され、入居料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舍その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超</p>  |

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略<br/>（勤勉手当）</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> | <p>える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略<br/>（勤勉手当）</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> |
| <p style="text-align: center;">【第3条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例<br/>(昭和26年長崎市条例第114号)</p>  |  |

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>   | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>   |
| <p style="text-align: center;">【第4条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例<br/>(昭和26年長崎市条例第114号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>                  | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>  |
| <p style="text-align: center;">【第5条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例<br/>(昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p> | <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p> |



| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>【第6条関係】</b></p> <p>○教育長の給与等に関する条例<br/>(昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p> | <p style="text-align: center;"><b>改 正 案</b></p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>【第7条関係】</b></p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例<br/>(昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>   | <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>  |
| <p style="text-align: center;"><b>【第8条関係】</b></p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例<br/>(昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場</u></p>   | <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間</p>   |

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例<br/>(昭和39年長崎市条例第8号)<br/>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の220」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p> | <p>におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例<br/>(昭和39年長崎市条例第8号)<br/>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の220」と、<u>「100分の172.5」とあるのは「100分の225」</u>と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p> |
| <p style="text-align: center;">【第10条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例<br/>(昭和39年長崎市条例第8号)<br/>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p>  | <p style="text-align: center;">【第10条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例<br/>(昭和39年長崎市条例第8号)<br/>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p>  |

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">【第11条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例<br/>(昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の220」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>  | <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の220」と、<u>「100分の172.5」とあるのは「100分の225」</u>と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p> |
| <p style="text-align: center;">【第12条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例<br/>(昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p> | <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>                       |
| <p style="text-align: center;">【第13条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例<br/>(平成21年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)</p>   | <p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)</p>   |

現 行

には、次の給料表を適用する。

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
|    | 円       |
| 1  | 374,000 |
| 2  | 422,000 |
| 3  | 472,000 |
| 4  | 533,000 |
| 5  | 608,000 |
| 6  | 710,000 |
| 7  | 830,000 |

2～5 略

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

【第14条関係】

○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成21年長崎市条例第39号)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9

改 正 案

には、次の給料表を適用する。

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
|    | 円       |
| 1  | 375,000 |
| 2  | 422,000 |
| 3  | 472,000 |
| 4  | 533,000 |
| 5  | 608,000 |
| 6  | 710,000 |
| 7  | 830,000 |

2～5 略

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

3 略

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> | <p>条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 略</p> |